

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第11号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号と

し、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第8号中「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号中「1年」を「2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の卒業生については1年以上、第2号の卒業生については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条中第3号を第7号とし、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目」を「若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加

え、「学科目」を「課程」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第8号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 布設工事監督者の資格要件の見直し

- (1) 学歴・学科要件に、土木工学科（土木科）以外の課程を追加することとした。
- (2) 1級土木施工管理技士2次検定合格者を追加することとした。
- (3) 現在、水道のみに限定している必要な技術上の実務経験の年数について、2分の1を超えない範囲で水道以外の実務経験（工業用水道、下水道、道路又は河川の実務経験）の年数を含めることができることとした。

※ 布設工事監督者

水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者

2 水道技術管理者の資格要件の見直し

- (1) 1級土木施工管理技士2次検定合格者を追加することとした。
- (2) 技術士法の規定による上下水道部門第2次試験合格者を追加することとした。

※ 水道技術管理者

水道施設の基準適合検査、給水開始前の水質検査等、水道事業における技術上の監督業務を行う者。水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。